



令和6年12月11日

浦河小学校保健室

NO.7.5

ほけんだより



流行している感染症の出席停止期間

メディアで報道されている通り、インフルエンザが流行しています。日高管内の学校においても、インフルエンザの流行による学級閉鎖があったようです。毎年の流行のため、すでによくご存知とは思いますが、改めて出席停止の期間についてお知らせします。

インフルエンザ

よくある症状



発熱



咳



筋肉痛

インフルエンザの出席停止基準

学校保健安全法施行規則

インフルエンザ: 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで

	発症日 (0日目)	発症した後 (1日)	発症した後 (2日)	発症した後 (3日)	発症した後 (4日)	発症した後 (5日)	発症した後(5日を経過した後)
	発熱	解熱	解熱した後1日	解熱した後2日			
発症して1日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して2日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して3日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して4日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して5日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

インフルエンザの発症日の基準は、症状が出た日の翌日から1日目と数えます。(解熱についても同様です。) 受診した日ではないので、注意してください。

なお、インフルエンザをはじめとする第二種の感染症については、「症状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認められた場合」には、登校可能です。

新型コロナウイルス感染症

よくある症状



発熱



倦怠感



味覚異常

新型コロナウイルス感染症の出席停止基準

発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

	発症日 (0日目)	発症した後 (1日)	発症した後 (2日)	発症した後 (3日)	発症した後 (4日)	発症した後 (5日)	発症した後(5日を経過した後)
	発熱	解熱	解熱した後1日				
発症して1日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して2日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して3日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して4日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症して5日目に 解熱した場合							
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

新型コロナウイルス感染症の症状が軽快するまでとは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態のことです。左の表では、分かりやすく解熱を目安に記載しています。

予防方法

どちらも飛沫・接触感染の感染症です。手洗い、アルコール消毒が有効です!

